

令和元年 5 月 13 日

厚生労働大臣

根本 匠 殿

介護福祉士養成校卒業者に対する国家試験の義務化について（要望書）



【要望】

介護福祉士養成校卒業者に対する国家試験の義務化に向けた 5 年間の経過措置は、予定通り 2021 年度で終了し、延長しないことを求めます。

日頃より福祉人材の育成において絶大なるご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。本協議会は、大学教育の特性を生かして専門性を高め、ケアチームにおいてリーダーシップを発揮する介護福祉士を養成している「介護福祉士養成課程を設置する大学」（以下、「介護福祉士養成大学」とする）40 校と個人会員で構成する団体です。介護福祉士養成大学においては、すでに介護福祉士国家試験の義務付けの対象となる学生が入学しており、国家試験の合格を目指し、高い動機付けのもとに学習しております。公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会より、介護福祉士の資格取得における養成校卒業者に対する国家試験義務付けの 5 年の経過措置延長の要望がされておりますが、経過措置は予定通り終了されることを求めます。

理由としましては、

介護福祉士資格取得方法の一元化は、介護福祉士による介護実践が、一定の高い質を有していることを示すことになります。介護福祉士の資格取得が一元化されていない状況は、介護福祉士に対する国民の期待を損ねるものであり、予定通り終了する必要があります。

一元化の先延ばしは、介護福祉士の国家資格に対する社会的評価を下げることになり、介護福祉士の社会的地位の低下、介護人材確保の困難性、介護の質的低下につながるものといえます。結果として、利用者すなわち国民の不利益を生じるものといえます。また義務付けの延期は、国家試験の合格を目指し介護福祉士養成大学に入学している学生および教育現場に大きな混乱を与えます。

介護人材確保において、中核となる介護福祉士の役割は大きなものであり、その質を高めることは養成施設の教育の責務です。養成校で介護福祉を学び、国家試験を取得することが可能となる教育を今後もおこなっていきます。

以上の理由から、介護福祉士養成校卒業者に対する国家試験の義務化に向けた 5 年間の経過措置は、予定通り 2021 年度で終了し、延長しないことを要望いたします。

正会員加盟大学

聖カタリナ大学	大妻女子大学
神戸女子大学	十文字学園女子大学
東北福祉大学	聖隸クリストファー大学
大阪人間科学大学	静岡福祉大学
日本福祉大学	仙台大学
中部学院大学	福山平成大学
広島文教大学	日本社会事業大学
目白大学	白梅学園大学
熊本学園大学	田園調布学園大学
西九州大学	広島国際大学
東洋大学	仙台白百合女子大学
長崎国際大学	城西国際大学
新潟医療福祉大学	東京基督教大学
東北文化学園大学	山梨県立大学
新潟青陵大学	岡山県立大学
聖徳大学	北海道医療大学
京都女子大学	長崎純心大学
東京福祉大学	帝京科学大学
北翔大学	桃山学院大学
鹿児島国際大学	新見公立大学